

# 電子入札の注意点

## ※重要

平成 29 年 6 月 26 日以降の電子入札におきましては、電子入札システム上で制限されてしまい、Word や Excel ファイルを添付出来ないことになっております。今まで送信できていた参加申請書や工事費内訳書も添付出来なくなりましたので、市 HP や PPI にアップしてある変換ツールを使用し、必ず工事費内訳書を CSV ファイル(.csv)、または別添 TIF ファイル(.tif)への変換方法等にて変換したものを添付するようにして下さい。(CSV ファイルに変換する場合は、稲敷市のホームページに掲載されている工事費内訳書の様式を使用して下さい。また、作成ツールで CSV ファイルに変換後、自身で復元ツールを使用し復元できるか必ず確認した後提出して下さい。)(添付の方法で TIF ファイルに変換する場合は、必ず最後のページにダミーページをつけて下さい。)

### 【工事費内訳書】

市HP → 事業者の情報 → 入札・契約情報 → 一般競争入札公告(…開札)  
→ 【注意】工事費内訳書提出の留意事項について

なお、当面の間、市側で工事費内訳書を変換出来なかった場合、開札日当日の午前中に該当業者に電話連絡しFAXを送ってもらうこととします。

### 1. 入札参加申請時のダミーファイルの添付について

電子入札システムでは、入札参加申請時に添付ファイルを求められる箇所があり、必ず何かを添付しないと先に進めません。このため、「ダミーファイル」をあらかじめ作成し、添付していただく必要があります。

※作成例 テキストを起動して、1文字程度入力し「名前を付けて保存」を選び、「ダミー」等のわかりやすい名前を付けて、デスクトップ等の利用しやすい場所に保存してください。

### 2. 事後審査型一般競争入札参加申請書の提出について

電子入札システムで参加申請をした後、事後審査型一般競争入札参加申請書をFAXで提出していただくようになります。システムにおける受付票の発行はFAX到着後となります。

提出先 FAX 029-893-1757 管財課契約検査担当

### 3. 工事費内訳書について(※平成 29 年 6 月 26 日以降変更あり)

入札書提出の際に工事費内訳書の添付が必要となります。入札書の金額と合致すること、会社名・代表者名が入っていることを確認してください(押印不要)。

また、システムの都合上、送付可能サイズは1MB以内となっていますので、それを超える

場合はファイルを圧縮して下さい。ファイルの作成にあたっては、稲敷市電子入札運用基準、2-7電子ファイルの作成基準に従ってください。

#### 4. ICカードの有効期間について

入札に際しては、開札日まで有効期限があるICカードを使用してください。開札日前に有効期限切れとなるカードで応札を行うと、発注者側のシステムで「添付ファイルが開けない」、「開札出来ない」といった現象が発生し、提出した入札書が無効になります。

#### 5. 紙入札について

(1) 電子入札対象案件において紙での入札を許可する場合

- ① ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請中の場合。
- ② 企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請中の場合。
- ③ 電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかった場合。  
(原則、ICカードを既に申請中に限る。)
- ④ 入札参加者側のシステム障害の場合。

(2) 紙入札の注意点

- ① 入札書に記入する日付は、入札書作成日を記入してください。
- ② 入札書の下欄に任意の3桁の「くじ番号」を記入してください。  
(くじ番号のない入札書は無効となりますのでご注意ください。)

#### 6. 電子入札システムの操作問い合わせ先

「いばらき電子入札システム」の操作等について不明な場合は下記にお問い合わせください。

茨城県建設CALS/EC共同利用センター 電子入札システム担当

TEL 029-305-3021 (受付時間：平日 午前9～12時、午後1～5時)

<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/helpdesk.html> (いばらき電子入札共同利用ホームページ)

#### 7. 複数案件への参加について

同一日に複数案件に応札する場合、落札可能届により落札可能件数を事前に届け出すことができます。落札可能届を提出した場合、落札数が落札可能届の件数に達した後の入札は辞退扱いとなり無効となります。

また、落札可能届の提出がなく、落札候補者(落札者)となった後の辞退は指名停止処分の対象となりますのでご注意ください。

※落札可能届を提出する場合は、入札書提出期限内にファックスにて落札可能届を稲敷市役所管財課に提出し、お電話にて送信した旨の連絡をお願いします。

#### 8. 分割発注工事に係る取り下りについて

対象案件が分割発注工事である場合、落札者候補者は、同日に実施されるその後の他の分割工事の入札に参加できません。この場合、すでに提出された入札書は無効として扱います。

#### 9. 電子入札後の辞退について

辞退理由が正当と認められる場合に限り、開札予定日時までにその旨を文書（「辞退届（電子入札後の辞退）」）により届け出る事によって、入札書提出後でも辞退することが可能となります。